

飯田市ツキノワグマ出没時対応マニュアルの策定について

産業経済部 林務課

1 策定の目的

クマが人里周辺に出没し、農林業被害や人身被害を発生させる恐れがある場合、クマの生態や行動特性を正しく理解し、組織全体で統一方針に基づいて対応することが不可欠であり、現場の状況を確認したうえで、適切な方法を選択する必要がある。

近年の被害拡大を受け、昨年来「鳥獣保護管理法」の改正、国の「緊急銃猟ガイドライン」の策定及び「長野県ツキノワグマ出没時対応マニュアル」の改定に基づき、本年5月1日に「飯田市ツキノワグマ出没時対応マニュアル」を策定した。訓練や関係計画の策定に合わせ、必要な修正を行う。

今後は、本マニュアルに基づき、全庁的に迅速かつ適切な対応を取り、関係機関と連携し、市民の安全を確保することを目指す。

2 対応の基本方針 資料No.5-2

- (1) クマの出没時には、対応基準のレベルに応じた対応を行う。(20頁)
- (2) 特に、レベル4以上(人身事故が発生又は事故発生の恐れが強い場合)となる場合は、市・警察・県で現地を確認したうえで、緊急対策会議を開催し、「追い払い」、「捕獲檻の設置」、「緊急銃猟」等の複数の手段の中から適切な方法での対応を協議し決定する。
- (3) 平時には、定期的な会議の開催及び訓練により、関係課の役割確認、情報共有及び対応手順を確認し、対応の実効性を高める。また、訓練等を踏まえ、必要なマニュアル修正を行う。

※緊急銃猟制度の概要

人の日常生活圏に侵入した危険鳥獣による人身被害を防止するため、緊急に銃器を用いて捕獲する制度で令和7年に創設された。

権限の主体は市長で、対象鳥獣はツキノワグマ及び幼獣を除くイノシシ。

緊急銃猟の実施条件は、「場所」「緊急性」「方法」「安全性の確保」のすべての条件を満たした場合(4頁)とされている。

3 今後の進め方

(1) クマの捕獲許可基準等に伴うマニュアル修正

クマの捕獲は、長野県第二種特定鳥獣管理計画(第5期ツキノワグマ保護管理)において定めた次の個体に対し、県又は市が許可して行うこととなっている。

- ・対策を講じても被害を発生させる個体
- ・防除地域内に繰り返し出没する個体
- ・排除地域に出没し人身被害を発生させるおそれがある個体

なお、地域区分によって捕獲許可方針は、別表1(18・19頁)のとおりとするが、地域の実情などを聴取する機会等により、令和8年度中に「ツキノワグマゾーニング管理計画」を策定する予定。これに伴い、必要なマニュアル修正を行う。

(2) 緊急銃猟の訓練の実施

県と連携した訓練を年度内の実施に向けて調整中。